府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第二項第一号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第一号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の三第二項第一号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第二項第一号並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第八項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第二十六条第一項第二十三号中「又は金融機関若しくは法第八十七条第一項第三号及び第四号並びに第九十七条第一項第一号及び第二号に規定する事業以外の事業を行う連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該組合等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「次に掲げる事業」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業」に改め、同項各号を削る。

第九十七条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第九十七条第一項第二十三号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が農林中央金庫等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十五第一項第一号及び第十一条の四十九第二項第一号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の三第四項第一号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十一条第一項第二十三号中「又は金融機関若しくは法第十条第一項第二号及び第三号以外の事業を行う農業協同組合連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該農業協同組合連合会から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

第六十七条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十七条第一項第二十二号中「又は金融機関若しくは信用事業以外の事業を行う漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下「買取会社」という。）が当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」を削り、「当該漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会又は当該買取会社」を「当該」に、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府・農林水産省令第九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第二項第一号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第一号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の三第二項第一号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第二項第一号並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第八項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第二十六条第一項第二十三号中「又は金融機関若しくは法第八十七条第一項第三号及び第四号並びに第九十七条第一項第一号及び第二号に規定する事業以外の事業を行う連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該組合等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「次に掲げる事業」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業」に改め、同項各号を削る。

第九十七条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第九十七条第一項第二十三号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が農林中央金庫等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十五第一項第一号及び第十一条の四十九第二項第一号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の三第四項第一号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月二日

農林水産大臣　郡司　彰

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十一条第一項第二十三号中「又は金融機関若しくは法第十条第一項第二号及び第三号以外の事業を行う農業協同組合連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該農業協同組合連合会から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産に」に改める。

第六十七条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第六十七条第一項第二十二号中「又は金融機関若しくは信用事業以外の事業を行う漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下「買取会社」という。）が当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」を削り、「当該漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会又は当該買取会社」を「当該」に、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。